

那覇市道における占用制限路線の指定について（公示）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は那覇市役所本庁舎 7 階道路管理課において、令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 31 日まで一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1 占用を制限する区域および路線名

道路の種別	路線名	占用を制限する区域	延長(km)
市道	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり	別紙 1 のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和 7 年 2 月 1 日

連絡先

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

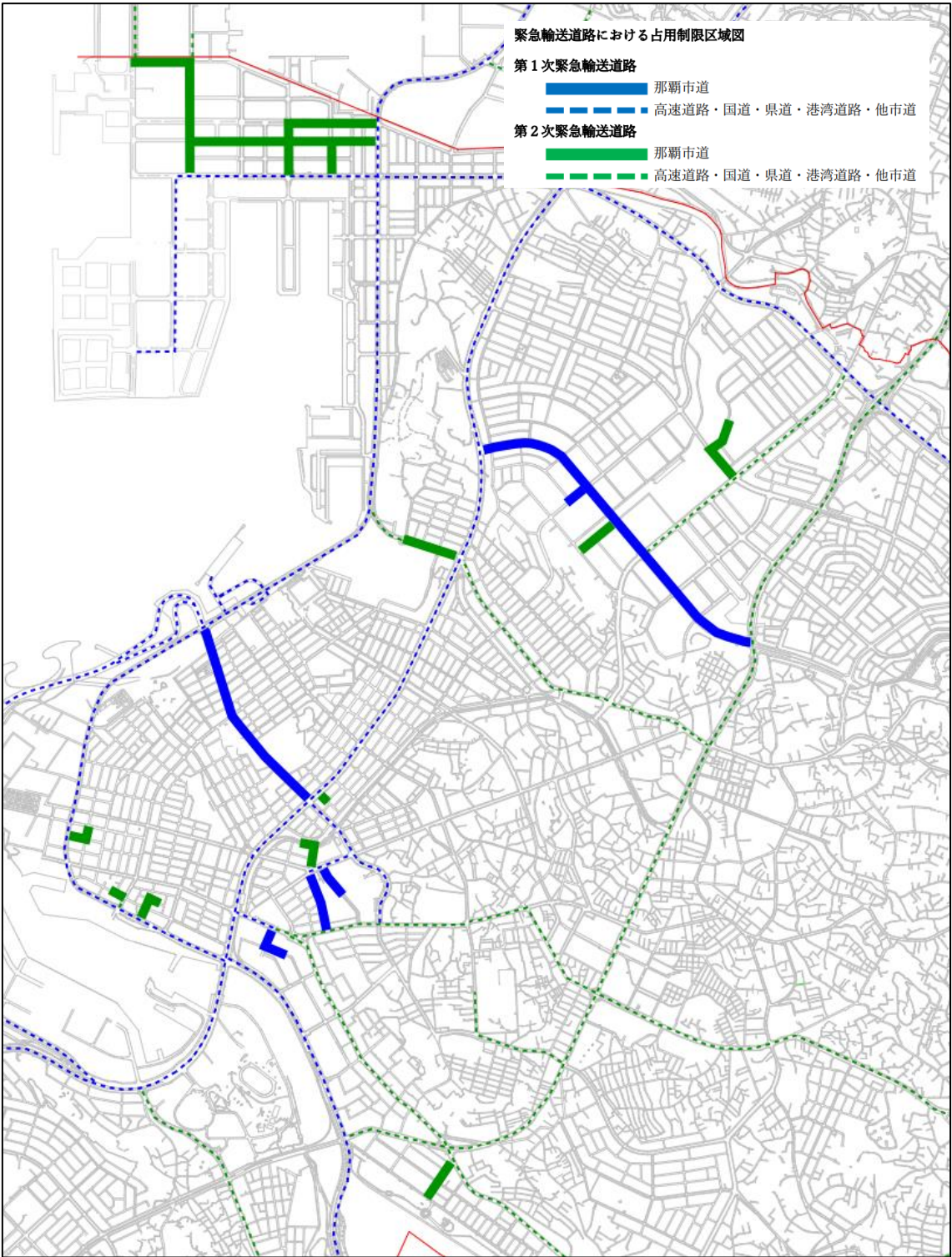
那覇市 都市みらい部 道路管理課

電話：098-951-3237

別紙1 占用を制限する区域及び路線名

道路の種別	路線名	占用を制限する区域	延長 (km)
市道	旭町6号	那覇市旭町12番2から 那覇市旭町7番まで	0.1
	旭町7号	那覇市旭町35番から 那覇市旭町116番37番まで	0.1
	銘苅泊線	那覇市上之屋1丁目1番1から 那覇市上之屋1丁目2番1まで	0.1
	泉崎6号	那覇市泉崎1丁目1番10から 那覇市泉崎1丁目3番1まで	0.3
	泉崎7号	那覇市泉崎1丁目2番80から 那覇市泉崎1丁目2番32まで	0.1
	天久安里線	那覇市天久2丁目6番1から 那覇市おもろまち4丁目1番23まで	1.6
	久米若狭線	那覇市若狭1丁目22番7から 那覇市久米2丁目4番7まで	0.9
	古波蔵38号	那覇市古波蔵3丁目269番から 那覇市古波蔵3丁目340番26まで	0.2
	西6号	那覇市西2丁目26番1から 那覇市西2丁目27番4まで	0.1
	西11号	那覇市西2丁目26番2から 那覇市西2丁目26番1まで	0.1
	西17号	那覇市西2丁目1番15から 那覇市西2丁目1番13まで	0.1
	西25号	那覇市西1丁目1番5から 那覇市西1丁目4番5まで	0.1
	西27号	那覇市西1丁目4番5から 那覇市西1丁目4番8まで	0.1
	久茂地7号	那覇市久茂地1丁目5番1から 那覇市久茂地1丁目4番8まで	0.1
	久茂地10号	那覇市久茂地2丁目3番1から 那覇市久茂地2丁目3番13まで	0.1
	泉崎牧志線	那覇市久茂地1丁目4番8から 那覇市久茂地1丁目4番5まで	0.1
	港町1号	那覇市港町2丁目2番3から 那覇市港町2丁目8番3まで	0.4
	港町2号	那覇市港町4丁目2番1から 那覇市港町4丁目2番まで	0.0

	港町 3 号	那覇市港町 2 丁目 22 番 1 から 那覇市港町 3 丁目 200 番 12 まで	0.5
	港町 10 号	那覇市港町 2 丁目 10 番 1 から 那覇市港町 2 丁目 8 番 3 まで 那覇市港町 4 丁目 3 番 1 から 那覇市港町 4 丁目 2 番 1 まで	0.4
	港町 11 号	那覇市港町 2 丁目 10 番 1 から 那覇市港町 2 丁目 6 番 1 まで	0.2
	港町 12 号	那覇市港町 2 丁目 2 番 4 から 那覇市港町 2 丁目 20 番 1 まで	0.8
	上之屋 22 号	那覇市おもろまち 2 丁目 5 番 13 から 那覇市おもろまち 2 丁目 6 番 21 まで	0.2
	天久銘苅線	那覇市銘苅 2 丁目 1 番 1 から 那覇市銘苅 2 丁目 10 番 1 まで	0.2
	泊 6 号	那覇市泊 3 丁目 1 番 2 から 那覇市泊 3 丁目 1 番 5 まで	0.2
	銘苅 18 号	那覇市銘苅 2 丁目 10 番 1 から 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 4 まで	0.1



(太線路線が対象)